随意契約理由書

１　案件名称

　　証明書発行用システム機器長期借入（再リース）

２　契約の相手方

　　三菱ＨＣキャピタル株式会社

３　随意契約理由

戸籍情報システムにより出力することができない電算化前の戸籍関係証明等を広域発行（大阪市内での区役所をまたぐ発行）する場合は「証明書発行システム」を活用して送受信を行う必要があり、現在、令和４年９月30日まで当該システム機器を長期借入している。証明発行に利用できる広域FAX機器を製造・販売している唯一の機器メーカー（富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社）の方針により令和４年度末で製造・販売を終了することとなっている。

　　そのため、令和４年度中に当該メーカーの最新機器へ更新する必要があり、長期借入の計画上、製造・販売終了直前の令和５年３月に最新機器への更新を行う予定である。

　　機種更新を迎えるまでの間、再リースであれば、機器の設置、通信テスト等の業務も発生しないため、経済的に調達を行うことができる。

　現行機器を継続してリース提供できるのは、現在契約相手方である三菱ＨＣキャピタル株式会社のみである。

　以上の理由により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）